

うなぎ稚魚漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

その1

- (1) 漁業種類 かぐら網漁業（利根川においてふくろ網によりうなぎの稚魚をとることを目的とする漁業をいう。）
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 令和5年12月1日から令和6年4月15日まで
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	共同漁業権内共第11号及び内共第12号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域（規則第36条第2項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町の境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿の境界線に至る地先の千葉県水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	4人
2	共同漁業権内共第12号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町の境界線から下流の千葉県水域（北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点及び北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点の見通し線と北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の点及び北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点の見通し線に挟まれた水域にあっては、北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点、北緯35度44分20秒東経14	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	46人

	<p>0度49分38秒の点、北緯35度44分25秒東経140度49分1秒の点、北緯35度44分37秒東経140度48分35秒の点、北緯35度44分52秒東経140度48分8秒の点、北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点及び北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）</p>		
--	--	--	--

その2

- (1) 漁業種類 ふくろ網漁業
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 令和5年12月1日から令和6年4月15日まで
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	<p>横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域</p>	<p>匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	8人
2	<p>松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域</p>	<p>長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者</p>	3人

その3

- (1) 漁業種類 ひき網漁業
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 令和5年12月1日から令和6年4月15日まで
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	利根川河口堰管理橋下流端及び黒部川大橋上流端から香取郡東庄町と銚子市の境界までの利根川（千葉県水域（規則第36条第2項に定める区域を除く。）に限る。）並びに黒部川水門下流端から下流の黒部川の水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	4人

その4

- (1) 漁業種類 たも網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。）
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 令和5年12月1日から令和6年4月15日まで
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	共同漁業権共第57号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域のうち基点北22号の点から銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜の境界線に至る漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	11人

その5

- (1) 漁業種類 すくい網漁業（船舶を使用して行う漁業に限る。）
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり

(3) 操業区域 下表のとおり

(4) 漁業時期 令和5年12月1日から令和6年4月15日まで

(5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき 漁業者の数
1	市川橋下流端から下流の共同漁業権内共第11号（令和5年9月1日東京都知事免許）の漁場の区域（市川市地先の千葉県水域に限る。）及び市川市内の水路の水域	市川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	5人
2	共同漁業権内共第12号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町の境界線から下流の千葉県水域（北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点及び北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点の見通し線と北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の点及び北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点の見通し線に挟まれた水域にあっては、北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点、北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点、北緯35度44分25秒東経140度49分1秒の点、北緯35度44分37秒東経140度48分35秒の点、北緯35度44分52秒東経140度48分8秒の点、北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点及び北緯35度45分15秒東経140度47分1	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	1人

	6秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）		
--	--	--	--

その6

- (1) 漁業種類 すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。）
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 令和5年12月1日から令和6年4月15日まで
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	共同漁業権内共第11号及び内共第12号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域（規則第36条第2項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町の境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿の境界線に至る地先の千葉県水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	21人
2	五井大橋下流端から下流の養老川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	市原市又は夷隅郡大多喜町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	5人
3	小櫃橋下流端から下流の小櫃川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	木更津市、君津市又は袖ヶ浦市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	28人
4	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	19人

5	小糸川人見堰から下流の小糸川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	君津市又は富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	9人
6	亥鼻橋下流端から下流の印旛放水路の水域	千葉市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	5人
7	富津市青木又は同市西川の区域内に河口を有する河川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	3人
8	吾妻橋下流端から下流の岩瀬川の水域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	4人

その7

- (1) 漁業種類 すくい式さ手網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。）
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 令和5年12月1日から令和6年4月15日まで
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	共同漁業権共第57号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜の境界線から同市名洗町と同市西小川町の境界線に至る漁場の区域及び共第56号（令和5年9月1日	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	10人

	免許)の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域		
--	--	--	--

その8

- (1) 漁業種類 すくい網漁業及びすくい式さ手網漁業（船舶を使用して行う漁業に限る。）
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 令和5年12月1日から令和6年4月15日まで
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数
1	潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残存水面及び支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	24人
2	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	長生郡一宮町又は睦沢町に住居を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	1人

その9

- (1) 漁業種類 すくい網漁業及びすくい式さ手網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。）
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり

(3) 操業区域 下表のとおり

(4) 漁業時期 令和5年12月1日から令和6年4月15日まで

(5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき 漁業者の数
1	横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から500メートルまでの水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	129人
2	清水堰から下流の南白亀川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	長生郡白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	107人
3	潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残存水面及び支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	147人
4	横渚橋下流端から40メートル下流の潮止堰から下流の加茂川、東条大橋下流端から320メートル下流のゴム引布製起伏堰から下流	鴨川市又は南房総市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するも	76人

	の待崎川並びに鴨川市及び南房総市（旧白浜町、旧千倉町、旧丸山町及び旧和田町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	のと認められる者	
5	共同漁業権共第54号、共第55号及び共第56号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径300メートル以内の水域	旭市若しくは匝瑳市又は山武郡横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	94人
6	共同漁業権共第50号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径300メートル以内の水域	いすみ市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	8人
7	共同漁業権共第52号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径300メートル以内の水域	山武市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町若しくは横芝光町若しくは長生郡一宮町、長生村若しくは白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	37人
8	共同漁業権共第40号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径300メートル以内の水域	鴨川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	35人
9	駒込堰から下流の新川（支派川（分	旭市又は匝瑳市内に住所を	60人

	岐点から500メートル以内の水域に限る。)を含む。)の水域及び当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
10	加勢橋下流端から下流の木戸川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	山武市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	93人
11	大中堰から下流の作田川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	東金市若しくは山武市又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	125人
12	小沼田堰から下流の真亀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	東金市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	52人
13	殿里橋下流端から下流の堀川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	大網白里市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	30人
14	松瀉堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	長生郡一宮町又は睦沢町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	45人
15	館山市内に河口を有する河川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川	館山市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもと	10人

	の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	で販売するものと認められる者	
16	旭市及び匝瑳市（旧野栄町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域並びに当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	78人
17	富津市富津の区域内に河口を有する河川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	10人

2 許可を申請すべき期間

令和5年9月20日から10月20日まで